

下水道幹線（第二千川幹線）から河川への放流状況について

下水道幹線（第二千川幹線）は、合流式下水道のため水道橋分水路に接続する吐口から一定の降雨時に下水を放流する構造となっていますが、それ以下の状況下でも流出していたこと（規定外の流出）を確認しましたのでお知らせします。
なお、規定外の流出は既に停止しています。

1 流出箇所

水道橋分水路（神田川）

住所：文京区後楽一丁目三番地付近



2 経緯等

令和3年9月、文京区小石川四丁目付近で公共ますの設置にあたり、接続先の千川幹線の水位が高かったことから、工事箇所の上流部で一部の下水の流下経路を第二千川幹線に切替え、水位を下げて工事を実施しました。

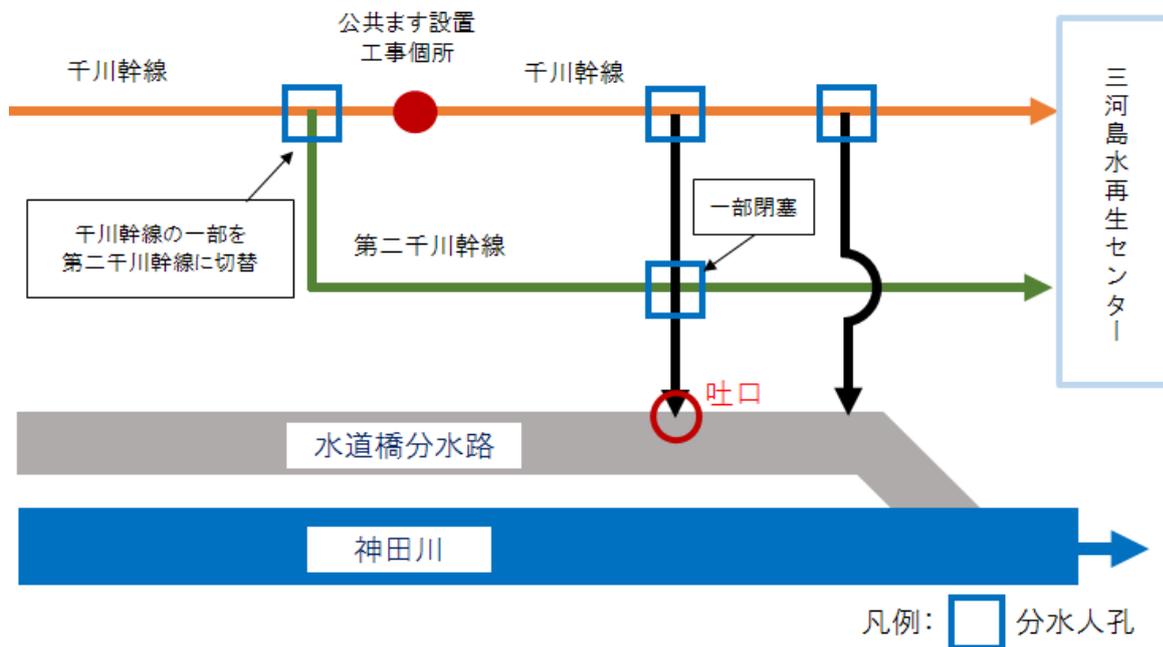
切替先の第二千川幹線は、水道橋分水路に接続する吐口から一定の降雨時に下水を放流する構造となっていますが、令和4年5月に規定外の流出を確認しました。同日に第二千川幹線への切替を解消し、規定外の流出は停止しています。

第二千川幹線の吐口部は潮位の影響で水没しており、構造などの詳細を確認しにくい状況であったため、目視による原因調査に至りませんでした。

調査作業の安全性の検討を進め、令和4年9月末より現地調査を実施したところ、当初想定していた構造と齟齬があり、管路の一部が閉塞されていることを確認しました。

令和3年9月24日	流下経路の切替
令和4年5月26日	規定外の流出を確認、 流下経路の切替解消（規定外の流出の停止）
令和4年10月24日	原因調査及び再発防止策の検討完了

<流下経路図>



3 再発防止策

下水の流下経路の切替工事に当たっては、事前事後において、当該工事に関連する分水人孔などの構造物や現場状況などをより入念に調査するよう徹底します。